

## (仮称) 新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子

### 1 条例の目的

手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し基本理念を定め、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目的とする。

#### 基本的な考え方

- (1) 手話は言語である。
- (2) ろう者にとって手話は、日常生活や社会生活を送る上で必要不可欠な言語であることを深く認識し、その理解の普及に努める。
- (3) 障害の特性や障害者の意思に応じて、情報の取得や意思疎通のための手段を選択することができる環境づくりを進める。
- (4) 障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。

### 2 定義

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 手話言語 手や指、体の動き、顔の表情を組み合わせて、視覚的に表現される独自の語彙と文法体系を持つ視覚言語をいう。
- (3) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、平易な表現、パーソナルコンピューター等の情報機器その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。
- (4) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

### 3 基本理念

手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、次の事項を基本理念として定める。

- (1) 手話は、日常生活や社会生活を送る上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等の意味を持ち、扱うべきものということ。
- (2) 障害者は、情報を取得し、又は自らの意見を発信するに当たり、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を自由に選択する機会が最大限尊重されること。

### 4 各主体の責務と役割

- (1) 区の責務 区は、基本理念に基づき、手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進すること。
- (2) 区民の役割 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること。
- (3) 事業者の役割
  - ア 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること。
  - イ 事業者は、事業を行うに当たり、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用により、障害者が利用しやすいサービスを提供するよう努めること。

### 5 施策の推進

- (1) 区は、次に掲げる施策の推進に努める。
  - ア 手話が言語であることへの理解の促進と啓発に関する施策
  - イ 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の選択の機会の確保に関する施策
  - ウ その他区長が必要と認める施策
- (2) 区は、施策の推進に当たっては、障害者基本法に基づき区が策定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき区が定める障害福祉計画との整合性を図るものとする。

### 6 意見の聴取

区長は、施策を推進するに当たり必要があると認めるときは、障害者その他関係者から意見を聴取する。